○世田谷区パラスポーツ物品貸出要綱

平成31年１月21日30世ス推第464号

改正

令和３年４月１日３世ス推第69号

　　　　　　　　　令和４年４月１日４世ス推第118号

世田谷区パラスポーツ物品貸出要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、区内におけるパラスポーツの推進に資することを目的としたパラスポーツに使用する物品（以下「パラスポーツ物品」という。）の貸出しについて必要な事項を定めるものとする。

（貸出先）

第２条　パラスポーツ物品の貸出先は、次の各号のいずれかに該当する場合にこれを行うものとする。

(１)　区が主催（共催を含む。）、後援又は協力する行事を実施する場合

(２)　区内で実施する障害者を対象としたスポーツ教室、パラスポーツの普及啓発

を目的としたイベント等の、営利を目的としない各種行事を実施する場合

(３)　前２号に掲げるもののほか、区長が適当と認める場合

（貸出期間）

第３条　パラスポーツ物品の貸出期間は、１４日を限度とする。

２　区長は、第５条第２項の規定により貸出しの決定の申出を行ったもの（以下「借用者」という。）が希望する場合であって支障がないと認めるときは、前項の貸出期間を延長することができる。

（貸出料）

第４条　パラスポーツ物品の貸出料は、無料とする。ただし、パラスポーツ物品の運搬等に要する費用は、当該パラスポーツ物品の借用者に負担させるものとする。

（貸出しの手続）

第５条　パラスポーツ物品の貸出しの申請は、貸出しを受けようとする期間の初日の属する月の２箇月前の月の初日から受け付けるものとする。

２　区長は、パラスポーツ物品の貸出しを受けようとする者があるときは、その者にパラスポーツ物品貸出申出書（第１号様式。以下この条において「申出書」という。）を提出させるものとする。

（返却）

第６条　区長は、借用者が、その使用を終了したとき又は貸出期間が満了したときは、直ちに当該パラスポーツ物品を原状に復して指定の場所に返却させるものとする。

（受付日時）

第７条　パラスポーツ物品の貸出し及び返却の手続の受付日時は、世田谷区の休日に関する条例（平成元年３月世田谷区条例第１号）第１条第１項に規定する区の休日以外の日の午前８時30分から午後５時までとする。

（遵守事項）

第８条　区長は、借用者に次に掲げる事項を遵守させるものとする。

(１)　善良な管理者の注意をもってパラスポーツ物品を管理すること。

(２)　パラスポーツ物品を転貸し、又は目的外の用途に使用しないこと。

（亡失、損傷等）

第９条　区長は、パラスポーツ物品について、亡失、損傷その他の事故があったときは、直ちに借用者にパラスポーツ物品亡失・損傷報告書（第２号様式）により報告させるものとする。この場合において、借用者又は第三者に生じた損害については、区は一切の責任を負わないものとする。

２　前項に定めるもののほか、区長は、亡失、損傷その他の事故の事実を知ったときは、事情を調査し、借用者に故意又は重大な過失が認められるときは、原状回復、損害賠償その他必要な措置を講じるよう借用者に命じることができる。

（委任）

第10条　この要綱の施行に関し必要な事項は、スポーツ推進部長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成31年４月１日から施行する。

附　則（令和３年４月１日３世ス推第69号）

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則 (令和４年４月１日４世ス推第118号)

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。